

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

### 奈良県人事委員会規則第十七号

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の表の上欄に掲げる課」を「任用給与課」に、「同表下欄に掲げる係」を「任用係及び給与係」に改め、同条の表を削る。

第三条を次のように改める。

（事務分掌）

**第三条** 前条の課の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 任用に関すること。
- 二 分限及び懲戒に関すること。
- 三 服務に関すること。
- 四 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 五 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 六 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情の処理に関すること。
- 七 公務災害補償に係る審査請求に関すること。
- 八 職員団体に関すること。
- 九 退職手当の支給制限等の処分に係る諮問に関すること。
- 十 退職管理に係る規制違反の届出及び通報の処理に関すること。
- 十一 人事委員会の会議に関すること。
- 十二 人事記録及び人事統計に関すること。
- 十三 人事評価に関すること。
- 十四 給与の支払の監理に関すること。
- 十五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 十六 厚生、福利制度に関すること。
- 十七 研修に関すること。
- 十八 労働基準監督機関の権限行使に関すること。

## 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。